

管高総第375号
令和2年11月2日

関係する団体・事業所の長 殿

高松出入国在留管理局長 石 崎 勇



外国人の不法就労防止に関する協力依頼について

日頃から出入国在留管理行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、出入国在留管理庁は、外国人の出入国及び在留管理を担当する官庁として、不法就労外国人の定着を防止するとともに、その減少を図ることを基本方針として、各種の不法就労防止策を推進しておりますが、同対策をより実効あるものにするためには、外国人を雇用する事業主や関係団体等に本問題に対する正しい理解と協力を得ることが重要であると考えております。

以上から、本年11月に政府が行う外国人労働者問題啓発月間に時期を合わせ、当局においても、11月1日から30日までの間を「不法就労外国人対策キャンペーン月間」とし、外国人の不法就労防止に関する広報活動を推進することといたしました。

つきましては、不法就労外国人対策キャンペーン月間の実施について御理解いただき、別添のリーフレットを活用して、外国人の不法就労防止について、幅広く周知していただきたく、特段の御配慮をお願いいたします。

※本件に関する問い合わせ先

高松出入国在留管理局総務課 087-822-5852

不法就労防止にご協力ください。

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。在留カードを確認することで、所持する外国人が就労できるかどうかを容易に判別することができます。外国人を雇用する際は、このリーフレットに記載されている内容をよく確認し、外国人が不法就労にならないよう注意してください。



不法就労とは？

不法就労となるのは、次の**3**つの場合です。

1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース

- (例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く
・退去強制されることが既に決まっている人が働く

2 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース

- (例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が働く
・留学生や難民認定申請中の人許可を受けずに働く

3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース

- (例) ・外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場作業員として働く
・留学生が許可された時間数を超えて働く

注意!



事業主も処罰の対象となります!!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」
⇒ **3年以下の懲役・300万円以下の罰金**
(外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒ **退去強制の対象**
- 外国人の雇入れ又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人⇒ **30万円以下の罰金**

不法就労者を発見した場合や雇用しようとする外国人が不法滞在者であることが判明した場合には**地方出入国在留管理局へ通報したり出頭を促す**などしてください!

外国人を雇用する際には在留カードを確認してください!

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。**特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。**所持していなくても就労できる場合については裏面「※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方」をご参照ください。



ポイント 1 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合→

原則雇用はできませんが、ポイント2を確認してください。

※一部就労制限がある場合→制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

- ①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
 - ②「指定書により指定された就労活動のみ可」(在留資格「特定活動」)
(②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。)
- ※難民認定申請中の人については、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。
※「就労制限なし」の記載がある場合→就労内容に制限はありません。



在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

出入国在留管理庁ホームページ上では、在留カード及び特別永住者証明書(以下「在留カード等」といいます。)の番号の失効情報を確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カード等の番号と有効期間を入力いただくと、当該番号が失効していないかについて確認することができます。

なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、**実在する在留カード等の番号を悪用した偽変造在留カード等も存在するため**、確認結果にかかわらず、次ページの「在留カード真偽判断4つのポイント」についてもご確認ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。



在留カード等番号失効情報照会ページ <https://lapse-immi.mo.j.go.jp/>



※ 在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- 旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方
- 「3月」以下の在留期間が付与された方
- 「外交」「公用」等の在留資格が付与された方

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。



ポイント 2 在留カード表面の「資格外活動許可」欄を確認してください。

ポイント1で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

- ①「許可(原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。)」
(①については、複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。)
- ②「許可(「教育」「技術・人文知識・国際業務」「技能」に該当する活動・週28時間以内)」
(②については、地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。)
- ③「許可(資格外活動許可書に記載された範囲内の活動)」
(③については資格外活動許可書を確認してください。)



ポイント 3 ※ 仮放免許可は在留資格ではありません。

仮放免許可書を所持している人は、入管法違反の疑いで出入国在留管理庁による退去強制手続中であるか、既に退去強制されることが決定した人で、いずれも本来であれば入管の収容施設に収容されるべきところ、健康上の理由等、様々な事情により、一時的に収容を解かれている人です。

仮放免許可書の裏面に「職業又は報酬を受ける活動に従事できない」という条件が付されている場合は、就労することができず、許可書にこの条件が記載されていない場合には、在留カードを見ながら、上記のポイント1及び2により、就労可能かどうか、よく確認してください。

在留カード真偽判断4つのポイント 外国人を雇用する際に必ず御確認ください!



ポイント ① 「MOJ」の周囲の絵柄の色の变化を確認

カードを上下方向に傾けると、「MOJ」の文字の周囲の絵柄の色が**グリーンからピンク**に変化します



偽造例

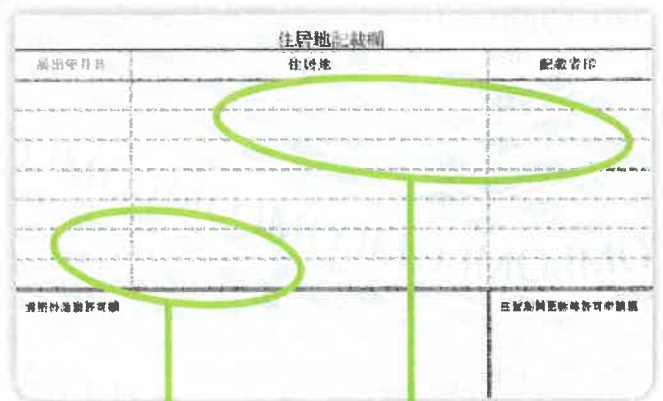
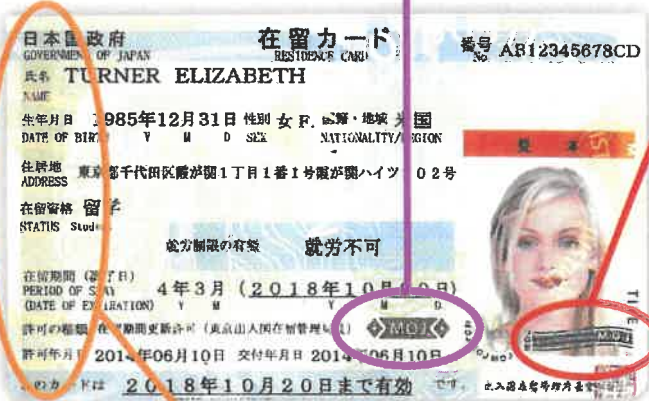


ポイント ② 顔写真下のホログラムの变化を確認

銀色のホログラムは、見る角度を90°変えると、**文字の白黒が反転**します

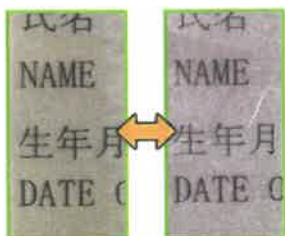


偽造例



ポイント ③ 左端の縦型模様色の变化を確認

カードを上下方向に傾けると、色が**グリーンからピンク**に変化します



偽造例



ポイント ④ カード裏面の透かし文字を確認

暗い場所でカードおもて面側から強い光を直に当てて透かして見ると、「**MOJMOJ・・・**」の文字が見えます



偽造例





外国人を雇用した時は…。

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方には、労働施策総合推進法（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられていますので、外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合は、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則適用の対象となります）。この場合は、出入国在留管理庁への届出は不要です。「外国人雇用状況の届出」の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html



とりび

在留カードの偽変造防止対策について ツイッターとフェイスブックでも公開中!

出入国在留管理庁

外国人を雇用する前に
しっかりと身に付けたい!

どこを見ればいいの?

「在留カード」の偽変造防止対策講座
－ 真偽の見分け方のキホン 1 限目 －

見分けるのに道具は必要?

パッと見て分かるものなの?



出入国在留管理庁 ツイッター

検索

http://twitter.com/MOJ_IMMI

出入国在留管理庁 フェイスブック

検索

<https://www.facebook.com/ImmigrationServicesAgency.MOJ/>



生活・就労ガイドブック ～日本で生活する外国人の皆さんへ～

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00055.html

※ホームページの更新に伴い、URLは変更となる場合があります。



在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri15_00026.html

※ホームページの更新に伴い、URLは変更となる場合があります。



出入国在留管理庁のホームページはこちら

<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

お問合せはこちらへ

外国人在留総合インフォメーションセンター（平日 8:30～17:15）

TEL **0570-013904**

（IP 電話・PHS からは 03-5796-7112）又は最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。